の主な相談

AUGUST

	内	容		<u> </u>	曜日	時	Ŧ	間			場	Ī	<u></u>				R	¶ ~	} t	t		電	話	
					(月)	- 01		1 3	দ	田子 :	南坩			R	徻		- 1	J						
					(水)	1					$\frac{1}{1}$				_	_								
人	権	相	談	6 F	(木)	13:3	30~	16:00			康					忩	務	課	行	政	係	2 23-	-1116	
						-									_									
					(水)	10.0		10.00			康礼				_									
				3 E	3(月)			16:00			南地		公											
				6 E	(木)	13:3	30~	16:00	但	東健	康和	呈祉	セン	/タ	-									
行	政	相	談		(土)			11:30								∖ ≢	广式	記 課 !	大報	. 太 🗎	益係	2 23-	-1111	
13		,,,						15:30	_						_	<i>™</i> =	1147	-K U/N /	∠ √ ⊤K	~/	716 171			
			-		(月)										_									
					(木)	13:0)()~	15:00	出	石	総		<u>ک</u> ژ	<u> </u>	所									
自4	本障害	老相	≡公	5 E	(水)	13.0	nn~	16:00																
2 0 1	TT PF 0			19E	<u>(水)</u>	10.0		10.00																
身	体。障	_害_	者	21 ⊏	(金)	12.0	nn~	16:00																
(視	覚障害	者)相	談	Z L	1(11)	13.0	JU -	10.00	豐	岡健	康和	畐祉	セン	/タ	一 社	生全	:福	祉課	障害	福祉	业係	2 24-	-7033	
身	体障	害	者	265	(水)	13.0	∩~	16:00																
(聴	覚障害	者)相	談	200	(/1/)																			
	的障害			11E	(火)	9:0	00~	11:00																
					(木)				城	崎	総		i Z	5	所址	え ii 点	総合	支克	斤健原	東福	計課	2 21-	-9067	
精	神。障	書	者		(木)	9:0)()~	11:00	#	田は	<u>ル</u>	显址	<u>, </u>	<u> </u>	<u></u> よ			<u>1 (2)</u> 祉課					-7033	
保	健福	祉 相	談	27F	(木)	0.0		11.00	畫	石				<u>- </u>	丽山			支					-9027	
					月~金																			
				(法律相談	温は除ぐ)	13:0)()~	16:00	豐	峃 健	康和	呈祉	セン	/タ	— _E	# #	出]地[\times \vee	ング		2 24-	-7311	
			ŀ		(7K)																			
	≖ ¬ →"	,	=/1\	\cap Γ	<u>(災)</u>	10:0)()~	15:00	🖯 ī	高健	康和	呈祉	セン	/タ	— R	田川		5地[\times \vee	ンク	¬	2 42-	-0100	
N)	配ご	と相	談	200		12.0	20~.	15:00	+===	达 /(注	事事が	ㅁᄼ		, 5		Ĭ.	-ct; 112	5地[- +	\ / /		m 22	-4503	
				6 F	(木)											_								
				20 E	(木)			16:00										5地[-3024	
						13:3	30~	16:00	但	東健	康和	呈祉	セン	/タ	一 才	社 1	但東	[地[Σセ	ング	¬	2 54-	-0181	
				5 E	(水)	12.0	20-	16:00	111	h±	9 GE 1	ᆸᆉᆫ	<u>+</u> ,	, 5		. [lı z	= +Jh [<u></u>	` , ,		8 50	-3024	
				19E	(水)	13.3	50~	10.00			■塚↑	田仙	ピン	' 'X	_ 5	슺니	D T	5地[<u> </u>	2	× —	M 52-	-3024	
				5 E	(水)	12.0	20.	16.00		<u></u>	+ L== +	= 4.L	١.	, ,		_ [. +₩ [` , ,	_	A 10	0100	
				25E	(火)	13.0)0~	16:00		司 烶	康和	五仙	セノ	/ '>	— i	福川		5地[と て	77	× —	2 42	-0100	
結	婚	相	談	6 [1 (10.0	20.	16.00	竹	野 :	南坩	拉区	公	民	館」	s.i 7	竹里	予地[X セ	ンク	7 —	2 47-	-1423	
	,_			o Е	(木)	13.3	30~	16:00	但	東健	康礼	量祉	セン	ク	1	扯	但東	地[X セ	ン	7 —	25 54-	-0181	
				7 F	(金)	10.0	20	10.00								. Г						~ 22	٥٢٦٥	
				21Ē	(金) (金)	13.0)0~	16:00	量	可健	[]	当化	セン	/ / /	- 17	カカ <u>3</u>]地[X T	ンつ	× —	2 23	-2573	
					(木)	13:3	30~	15:00	城山		康和	ヨ补	セン	/タ	— ₌	義	成 崌	う地[マ ヤ	ンノ	7 —	2 32-	-4503	
法	律	相	談		- \ 1 /		-		,,,,	5 1/4	5 < 11				°	14%								
(名)	为受付7/29	8:30	~)	4 F	(火)	13:0)()~	16:00	豐日	田健	康和	ヨシャ	セン	ノタ	_ _	슺뷰	豊 屈]地[又ゎ	ン	- -	2 23-	-2573	
	18人・要					, 5.0		. 5 . 5 5		-> 1/2	- 100			-	1	~		ا ن - ر					_3,3	
	庭児			毎.個.	月 ~ 余	8:3	30~	17:30	市	役所	家原	主児	童柜	談	室 。	‡"\ <u>_</u>	-,音n	対課ご	ル キ.家	尼庭和	談係	2 29-	-0053	
_	ども教		_		(土)			12:00										がれる いれる				_	-8303	
) (C 0 3X		_	_					_	רן ו נייי	1311L	ט נמי.	· 亡 /	, x	- 5	로 1백	11117	ハイしひ	ויטעז		<i>></i>	4	0303	
The h	AU.	40			月~金			17:15	4	_	_	_	,	ф.			_	_		,			0401	
職	業	相	談		1(水)	8:3	30~	19:00	1		— 「) —	ク	豐	岡ノ	/ [- ワ	- 1	ク豊	引	2 23-	-3101	
				22E	(土)	10:0	00~	17:00																
高年	F齢者耶	哉業相	訟					17:30		45				<u></u>	,	<u></u> 京 左	E 齢	者罪	3 業	相言	公室	_ ~ -	4.65	
	美所対象		-					16:30	市	役	所译	厅	舎	別		<u>"</u> 全	融	相	談	窓	<u>~ 두</u>	2 23	-4480	
			_						=	<i>4</i> Д. :		- 37	T.ED	廿立							<u></u>	₽ 01	0001	
	らし					9.0	JU~	16:00	LÜ	′坟"	нт Э	- 活	塥	児	詸 <	<	5	U 0	ノ作		室	23 21-	-9001	
外 [国人生 visory	古相.	談	毎個月	日~余	8:3	30~	17:30	市	役 :	所利	》書	1/2	報	課利	λ≢	广	報課!	広報	·交》		2 23-	-1111	
農	家	相	談	5 E	(水)	13:3	30~	16:00	币	役	<u> </u>	業	委	員	会是		毛 孝	員	会	事 務	局	2 21-	-9021	
// 1	生問題	ね	$\overline{\mathbf{v}}$	21 □	(全)	12.0)n~	16:00	兵.	庫頃	豊	岡系	総合	庁	舎 低		馬	<u>و</u> _	₹.	民	局	7 22.	-1001	
		1.							2	わ †	ゥ か	県月	₹相	談	室生	<u>女 1</u>	生だ	見題	相	淡 担	当	L 23	1001	
ひき	きこもり	ノ相談:	製	7 E	(金)	13:3	30~	16:00	戶	庫頃	見 豊	田糸	総合	庁	舎!		引健	康礼	显祉	事系	务所	•00	2000	
77	ろのケ	ア相談	安		(月)	13:3	30~	16:00 16:30	(豊)	田位	建康	福祉	正事	, 務	前	也 '-	域	~ (e	¥ '''	健 .	課	25 26	-3662	
		100%		, , ,	· (\1)	10.0		, 0.00		۸۱ د .	~\	۱۰ سا	_ J	3/3			//	- 12		.~_	3/10	L		

7月の納税

納税は便利な口座振替を利用ください

7月31日(金) 納期限

第2期/国民健康保険税 固定資産税 第1期

《問合せ》 税務課収税係☎23-1118または各総合支所市民生活課

/月~9月「納税強化月間」 市では、この期間を「納税強化月間」 と定め、納税推進の取組みを強化しま す。市税の滞納があり、納付も納税の 相談もない場合には、納税の公平性を 確保するため、滞納処分を行う場合が あります。

市の鳥「コウノトリ」市の両生類「オオサンショウウオ」市の石「玄武岩」市の木「やなぎ」市の花「チューリップ」市の魚介「カニ」

00